

マージン率等に係る情報提供

株式会社ユニコーン
(2024年6月30日現在)

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供いたします。

派遣実績なし

- | | |
|---|-----|
| 1. 派遣労働者数 | 0 人 |
| 2. 派遣先事業所数 | 0 件 |
| 3. 労働者派遣に関する料金の平均額
(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算)) | 0 円 |
| 4. 派遣労働者の賃金の平均額
(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算)) | 0 円 |
| 5. マージン率 | 0% |
| 6. 教育訓練に関する事項
新規採用者研修、開発基礎研修、開発応用研修、中間管理者候補研修等 | |
| 7.労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定に関する事項
労使協定を締結しているか否か : 未締結 (実績なしのため)
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 対象者なし (実績なしのため)
労使協定の有効期間 : 未締結 | |